

幼保連携型認定こども園審査基準に係る法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

附則

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(園舎及び園庭)

第 11 条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

7 園庭の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級の数	面積（平方メートル）
2 以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$
3 以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第 12 条 園舎には、次に掲げる設備（第 2 号に掲げる設備については、満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情

があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第 15 条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下回ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4 時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1 日につき 8 時間を原則とすること。

2 前項第 3 号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業)

第 16 条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 19 条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

附則

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 11 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第 11 条第 7 項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="427 488 903 689"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3 以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級の数	面積（平方メートル）	2 以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$	3 以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$	<p>(1) 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>
学級の数	面積（平方メートル）							
2 以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$							
3 以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$							

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）

4. 運営について（基準省令第9条及び第13条関係）

(1) 教育時間・保育時間等について

毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号の規定のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とすること。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。

また、教育時間は、基準省令第9条第1項第2号の規定のとおり、4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。

ただし、開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおり開園が求められるが、市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められること。